

報告項目	報告内容
被処分者の氏名 又は法人名称	吉 野 恭 正
登録番号又は法人番号	7 8 0 8 1 3 2 4
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	吉野総合事務所
事務所所在地	東京都葛飾区新宿 5－2 4－1 3
処分年月日	令和 7 年 1 1 月 2 8 日（理事会議決日）
処分内容（種類）	廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。） （東京都行政書士会会則第 2 3 条第 1 項第三号）
記処分をした理由	一 被処分者は、登録上の事務所所在地である東京都葛飾区新宿 5－2 4－1 3 の建物には行政書士事務所の実態が無く、北海道札幌市の共同住宅の 1 室において行政書士業務を行っている。なお、令和 6 年 3 月頃までは、登録上の事務所所在地である葛飾区新宿 5－2 4－1 3 の建物と登録の無い札幌市の共同住宅の 1 室で、行政書士業務を行っていたと認められる。これらは、行政書士法第 6 条の 4、同法第 8 条第 2 項、同法第 1 3 条、日本行政書士会連合会会則第 4 4 条に違反する。 一 被処分者は、依頼者から報酬を受領しながら、領収証を交付しなかったものと認められる。これは、東京都行政書士会会則第 2 8 条の 2、行政書士法第 1 3 条に違反する。 一 被処分者は、受任した事件につき手数料を受領しながら、依頼者からの連絡に対応せず、業務を行わず、かつ、受領した手数料の返還もしていない。これは、行政書士法第 1 0 条、同法第 1 3 条、東京都行政書士会会則第 1 8 条、同会則第 2 0 条に違反する。 一 被処分者は、苦情解決支援委員会からの呼び出しに応じず、綱紀委員会からの再三の呼び出しにも応じていない。これは、東京都行政書士会苦情解決支援委員会規則第 1 2 条第 1 項、行政書士法第 1 3 条に違反する。 以上の理由から上記の処分を科す。
上記処分の根拠となった 法令及び会則の条文	一 行政書士法第 6 条の 4（変更登録） 二 行政書士法第 8 条第 2 項（事務所） 三 行政書士法第 1 0 条（行政書士の責務） 四 行政書士法第 1 3 条（会則の遵守義務） 五 日本行政書士会連合会会則第 4 4 条（変更登録の申請） 六 東京都行政書士会会則第 1 8 条（会員の責務等） 七 東京都行政書士会会則第 2 0 条（業務の公正保持） 八 東京都行政書士会会則第 2 8 条の 2（領収証） 九 東京都行政書士会苦情解決支援委員会規則第 1 2 条第 1 項（対象会員の義務）